

# 生徒心得

## I 目的

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

## II 目標

1. 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
2. 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
3. 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

## III 身だしなみ

### 1 制服

- イ. 制服は体に合ったサイズのもを着用する。(1サイズ大きめのものまで認める)
- ロ. 制服の着こなしについては学校の指示に従うものとする。
- ハ. 学校指定の学生服、ブレザー、ズボン、スカート、シャツ、セーターを着用する。また、リボンについては着用を義務づけない。
- ニ. 夏服については冬季に準じた学校指定のシャツ、ズボン、スカートを着用する。
- ホ. 防寒用として、指定セーターを着用して良い。

### 2 制服の期間

- ア. 式典時(始業式・終業式・記念式典)のみ服装を指定する。
  - イ. 式典等のセーター着用のみは不可とする。
3. 冬季は登下校時に限り、防寒用コート類又はマフラーを着用してもよい。防寒用コートは単色を基調とし、大きな柄やロゴがないものとする。
  4. 靴は、スポーツシューズ、スニーカーや革靴を原則とする。
  5. 実習、実験時、体育時は規定の服装をする。
  6. 雨天時自転車を使用する場合はカッパを使用する
  7. 身だしなみ及び頭髪等については、別に定める規定を守ること。

## IV. 校内

学校は人間形成をめざす共同生活の場であるから、各自終始責任ある行動をとらねばならない。

1. 登校後から放課後迄は、校外に出るはならない。もしその必要ある時は、予め担任の許可を得て外出許可証を発行してもらい、許可証を持参して外出する。
2. 体育館シューズ等用途に応じて区別し、使用する。
3. 各自の所持品には、必ず、学校名、科、組、氏名を明記する。
4. 体育、実習などで教室を空ける場合は、必ず教室を施錠する。
5. 校内における拾得物または紛失物は、直ちに担任または生徒指導部の係に届出る。
6. 授業開始前に当番は該当教師と連絡をとる。
7. 定期テスト前1週間は、部活動を中止し、学業に専念する。特別な理由により、練習をする場合には顧問を通じ事前に学校へ連絡する。

8. 定期テストの際には、座席は出席番号順とし、教科書等は廊下又は教室の前後におき、机の中には入れない。
9. 放課後の在校時限は、午後 4 時 45 分を原則とする。部活動等でそれ以後居残る場合は、関係職員  
の許可を得る。
10. 部室使用及び合宿練習については別に定める規定を守る。

#### V. 欠席、欠課、その他

1. 病気、忌引その他の事故により欠席する場合は、担任に連絡する。
2. 欠席当日連絡が出来ない時や出校当日または欠席が長期にわたる場合は適当な方法により連絡を  
とる。
3. 生徒の忌引日数等については別に定める。(教科学習心得を参照する)
4. 病気その他の理由により早退する時は、所定の早退届に記入し、担任の許可を得る。
5. 部活動の試合等で公欠する場合は、顧問を通じ、担任へ予め連絡する。
6. 欠課するときは担任及びその時間の担当教師に口頭で届ける。
7. 遅刻した場合は職員室にて遅刻カードに記入し、所定の手続後、遅刻カードを担任教師に届け出  
る。

#### VI. 校外

校外生活も教育活動の重要な一部であり、生徒の資格は校外においても同一であることをよくわかま  
え、責任をもって行動する。

##### 1. 立ち入り規制場所

	昼間	20:00～22:00	備考
映画館	○	○	22 時以降は保護者等同伴でも不可
ボーリング場	○	○	
バッティングセンター	○	○	
カラオケボックス	○	A	
ゲームセンター・ゲームコーナー	○	A	
インターネットカフェ等	○	A	
ビリヤード・ダーツ	×	×	

○：生徒のみでの立ち入り可    ×：立入不可    A：保護者等同伴のみ可

##### 2. 立ち入り禁止場所（法的禁止場所）

パチンコ、スロット店、マージャン店、スナック、パブ、居酒屋、クラブ、プールバー、風俗店  
など

3. 喫煙、飲酒、暴力行為、交通規則違反等の問題行動を起こさない。
4. 原付、自動二輪及び四輪自動車の運転免許証の取得は禁ずる。ただし、3 年生の四輪自動車の免  
許取得については別の規則を定める。
5. 外泊する場合は、保護者の承諾を必要とする。
6. 交際は、清純、明朗であること。
7. 校外においては、社会道徳を守り、言語行動に注意する。
8. 下宿をする場合は、規定の様式により担任を通じ、生徒指導部に届出る。
9. 許可なくして、金銭、物品を徴集してはならない。
10. 校外にて事故(交通事故その他)のあった場合には、直ちに学校または担任に届け出る。

11. アルバイト希望する者は、保護者の責任のもと次の事柄を考慮し、実施する際は担任に届け出る。
  - (1) 学業優先すること
  - (2) 就業期間および時間
  - (3) 職種
12. 校内・外を問わず、SNS（ツイッター ライン、フェイスブック等）の不適切な使用を行わない。

## VII 清潔・整頓

1. 爽快な心を保ち、学習の能率をあげるため、常に校内の清潔、整頓につとめる。
2. 平日清掃は、各ホームルームに当番を定め毎日受持区域の清掃、整頓をし、終了後は戸締りをして担当の先生の点検を受ける。
3. 各自衛生に注意し、清潔を旨とし、特に公衆衛生を重んずる。

## VIII. 校舎・公共物

校舎や学校備品等は全体が使用するものであり、保全愛護は全校生徒の責任と義務であることを知り、破損しないよう心掛ける。

1. 校舎、学校備品等を使用する場合には前もって責任者は担当職員の許可を得る。
2. 使用後は後始末を行い、次の使用に支障がないようにし、責任者は担当職員に報告する。
3. 紛失、破損した場合には、直ちに担当職員に報告し、原則として弁償の責任を負う。

## IX. 掲示・出版

掲示は単なる告示であるばかりでなく、用い方によっては、学校を美しく飾るものである。品位があり鮮麗になされたものは、見る人により感じを与える二重の効果をもつことを心得て行わなければならない。

1. 伝達事項は、教室内の黒板及び掲示スペースを用いる。
2. 文章・ポスター等を展示する場合は、関係部の許可検印を受ける。
3. 掲示期間の終了したものは、責任者が直ちにこれを除く。
4. 各クラス、各部、委員会等の出版物やアンケート等は各関係職員の許可を受ける。

## X. 失火及び非常時

1. 学校またはその付近に、非常時が発生した場合は安全を確認の上直ちに登校し、職員の指示を受ける。
2. 放課後といえども、学校またはその付近に変事があった際には、速やかに職員に報告して、その指示を受ける。
3. 非常事態においては、沈着、冷静に行動する。

## XI. 安全

安全は、健康で明るい学校生活の基礎である。本校は、高等普通教育及び工業に関する専門教育を施すことを目的としているので、特に安全であることに留意しなければならない。

### 1. 作業安全

実習、実験にあたっては、次の心得を守る。

#### (1) 服装

イ. 実習、実験の時は、規定の服装で行う。又作業衣（実習、実験服）は、洗濯、修理を常に行

- い、清潔に保つよう心掛け、落書きをしない。
- ロ、作業衣は、きめられた位置へ正しく記名する。
- ハ、安全性の高い帽子、靴を着用する。

(2) 整理、整頓

- イ、実習、実験終了後は、使用した機械、器具の点検、手入れを行い、移動したものは所定の位置に確実に返却して、担当教師に報告し点検を受ける。
- ロ、廃棄物は種類別に区分して、それぞれ容器に始末する。
- ハ、消火器、電源スイッチ付近や通路には、物品を置かない。

(3) 作業

- イ、実習、実験室では落ち着いた行動をとり、教師の注意をよく守り、勝手な行動をとらない。
- ロ、教師の許可なく機器を操作したり、電源スイッチを入れたり、点火することを禁ずる。
- ハ、万一怪我をしたり、機器を破損した場合は直ちに担当教師に届出で指示を受ける。授業以外に実習、実験室を使用する場合は必ず担当教師の許可を得る。

XII. 交通安全

- 1 「生命尊重」という観点からも交通法規を遵守し、交通事故を起こしたり、交通法規違反をしないよう注意する。
- 2 万一事故を起こしたり、違反をした場合は所定の手続をすました後、直ちに担任に届け出て指示を受ける。
- 3 自転車安全指導カードを警察官、交通指導員から渡された場合は、遅滞なく担任に届け出ること。
- 4 自転車通学をする者は自転車通学許可証の申請をし、許可を得ること。許可条件については以下の通りである。自転車の車種は問わない。

項 目	点検・整備の要領
TS マーク	TS マークを見やすい場所に貼り付ける。 (必ず年度ごとに更新すること) TS マークは1年間有効
鍵	必ず2つ付いていること。
ハンドル	変形、加工したものでないこと。
サドル	またがって両足のつま先が地面に着く位置に固定されていること。
ライト	正しい向きに付いていること。明るいものを付けること。
プレーキ	前後ともによくきき、向きや取り付け場所が正しく固定されていること。
反射板	後方から見て、見やすい位置にあること。
ベル	よく鳴るように調整されていること。
防犯登録証	見やすい場所に取り付けてあること。
スタンド	スタンドが取り付けられていること。
ヘルメット	2年生、3年生については、ヘルメット着用することを推奨する。1年生はヘルメット着用する。

以上の条件を満たし、許可願いが提出された者について自転車通学を許可する。

許可者には、ステッカー（登録証）を発行するので、許可をうけた自転車の後輪フェンダーの見やすい位置に貼付すること。以後、ステッカーを紛失した場合は再発行を受ける。また、自転車を変更した場合も同様とする。ただし、この場合は、上記のについて確認後、再発行する。

許可されていない自転車及びステッカーの無い自転車での通学は禁止する。

※保険への加入

自転車保険または総合保険(自転車保険を含むもの)に加入する。

1年契約の保険については毎年更新すること。

XIV. 日本スポーツ振興センター

本校は、日本スポーツ振興センターの主旨に賛同し、生徒は全員加入する。本会の事務は保健部が担当している。

- 1 本会の会費は年間定められた金額を納入する。
- 2 学校管理下の災害発生の場合が対象となる。

XV. 保健

- 1 心身に異常のある場合は保健室にて養護教諭の指導を受けること。
- 2 健康相談については、毎日放課後、保健室で応じています。
- 3 病気で早退する場合は担任の許可と同時に養護教諭の指導を受けること。
- 4 感染性疾患にかかった場合は速やかに担任に連絡すること。
- 5 各種健康診断の結果、異常が認められた場合は早期に治療を完了すること。

XVI. 願届

書類を必要とする願書、届書及びその提出先等については以下の通りである。

願 書	提出先
誓約書	担任を通じて校長へ
転学願	担任を通じて校長へ
退学願	担任を通じて校長へ
休学願	担任を通じて校長へ
復学願	担任を通じて校長へ
旅行許可願（学割証発行申込書）	担任を通じて校長へ
身上変更届	担任を通じて校長へ
自転車通学証許可願	担任を通じて校長へ
アルバイト届	担任へ
外出・早退許可願	担任へ